お知らせ

市税納期一覧表

税目＼月（納期限）	5月（5/31）	6月（7/1）	7月（7/31）	8月（9/2）	9月（9/30）	10月（10/31）	11月（12/2）	12月（12/25）	1月（1/31）	2月（3/2）	3月
市民税・県民税		1期		2期		3期		4期			
固定資産税・都市計画税	1期		2期		3期		4期				
軽自動車税	全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

納付場所
　納付書に記載されている場所で、納付してください。
注意事項
○納期の順番を間違えないように気を付けてください。
○口座振替日は、各期の納期限の日です。前日までに残高を確認してください。
○市で納付が確認できるまでに、半月程度要する場合があります。
○納期限までに納付しないと、延滞金が加算される場合があります。
○滞納を続けると、財産の差し押さえなど、滞納処分が執行される場合があります。
問い合わせ　収税課収税担当（1階⑪番窓口）

お知らせ

自転車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故の防止を図るため購入補助を行っています

対象　市内在住の小学生以下の人および65歳以上の人
補助額　購入金額の2分の1の額（限度額2,000円）
※100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。
申請方法　交通政策課、子育て総合支援センター「ぬくぬく」等に備えてある申請書に必要事項を記入し、領収書（レシート可）の写しとヘルメットの保証書の写しを添えて、郵送または直接右記へ
※申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。
※保証書が無い場合は、ヘルメットの箱の写しなど、自転車用ヘルメットを購入したことが分かるものをお持ちください。

5月は九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間

　自転車は手軽に乗れ、便利な移動手段ですが、交通ルールを守らないと思わぬ事故につながります。一人一人が、交通ルールを守り、交通事故に遭わない、交通事故を起こさないように注意しましょう。
　平成30年4月から埼玉県内では自転車保険の加入が義務化されています。自転車事故では高額な賠償を伴うケースが増えているため、自転車を利用する人は、忘れずに加入しましょう。

自転車に乗るときは、ルールを守り、ヘルメットを着用しましょう！

　平成30年中、埼玉県内の自転車乗用中における交通事故死者数は50人（前年より18人増）で、年代別にみると、65歳以上の人が25人と5割を占めています。また、自転車乗用中の子どもの交通事故も発生しています。
　自転車に乗って交通事故に遭い、亡くなった人のうち、半数以上の人が頭部の負傷が致命傷となっています。交通事故に遭った人の中には、ヘルメットの着用により助かった命もあります。
　ヘルメットは、頭のサイズに合ったものを選び、あごひもをしっかり締めて、正しく着用しましょう。
※13歳未満の子どもは、自転車に乗る際にヘルメットを着用するよう努めなければなりません。

問い合わせ
〒350-1292
大字南平沢1020番地
交通政策課交通政策・高麗川駅東口担当